

## 県民の代表・公安委員会の説明責任

今回の答申は、墨塗りなしで文書を審査するいわゆる「インカメラ審理」を行って、①報償費の支払った場合と支払わなかった場合との事情の違いが判然としないこと、②報償費を支払う必要がない捜査活動にも支払われていること、③情報提供者に関する情報が必要以上に抽象化して記載されていること、④情報提供者からの領収書がほとんど存在しないこと、⑤報償費の金額がほぼ定型化・類型化していることなどの疑問点を指摘して、「本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかった。」と指摘しています。そして、インカメラ審理だけでは不十分なため、直接捜査員からの事情聴取を実施機関に文書で依頼したが、実施機関が不合理な理由を述べてこれを拒否したため、「遺憾ながら十分な調査ができず、結局、この点について心証を形成することはできなかった。」とも厳しく指摘しています。その上で、答申は、県公安委員会に対し、県警の上級庁としての権限と責任を発揮して、捜査協力者への直接聴取などで協力者が実在するか検証し、さらに、検証経過を具体的かつ詳細に公表して裁決し、県民の知る権利に応じて説明責任を果たすべきだと強く注文をつけています。

## 墨塗りはごく一部

また、具体的な開示不開示の判断においては、一応情報提供者が実在して文書どおりに報償費が支払われていると仮定した上で答申を出していますが、それでも警部補相当職以下の警察職員の氏名や印影、情報提供者の個人情報等を非開示とただけで、その他の多くの情報については仙台市民オンブズマンの主張を容れて開示すべきとしています。インカメラ審理の結果をふまえて1つ1つ説得的な判断が下されています。

## 答申の背景

このように踏み込んだ答申が出せた理由としては、①県公安委員会が前回の答申を無視して不当な裁決をした経過があること、②その裁決に対して、同審査会が「建議」(※3)を述べて批判した経過があること、③同審査会の構成委員が民間1名、法学者2名、弁護士2名となっていて適任者が選任されていること、④全国的な報償費の不正疑惑を委員が正しく理解していること(浅野前知事の影響もあるかもしれませんが)、等であろうと思います。

## 宮城にできたことを全国で

同様の審査請求が係属している情報公開審査会に対しては、今回の答申を添付して「このように判断されたい」と意見書を出してみよう。委員に問題意識と勇気があれば、どこの審査会でも同じ内容の答申が出せるはず。いざこれにせよ、今回の答申をどう活用していくか良く議論し、アクションを起こし、世論を高めていくことが肝要かと思えます。



### ※1 今回の答申

<http://www.pref.miyagi.jp/jyohokokai/toshin/jyoho/111.pdf>

### ※2 04年9月の答申

<http://www.pref.miyagi.jp/jyohokokai/toshin/jyoho/58.pdf>

### ※3 建議

<http://www.pref.miyagi.jp/jyohokokai/toshin/jyoho/kengi050603.pdf>

## カンパをありがとう

2006年7月1日から本年9月30日現在までのカンパの延べ人数は10人、総額は80,000円でした。

警察ネット発足後から現在までのカンパ延べ人数は132人、総額3,540,660円となりました。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264

加入者名 明るい警察を実現する  
全国ネットワーク

※ 賛助会員会費(6,000円)のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「賛助会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク

代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地  
四谷ニューマンション309  
さくら通り法律事務所内

TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856

E-mail : police@ombudsman.jp

# 明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第6号 ~2006年10月~

## 現場の警察官の味方! 第2回・全国一斉

## 警察官のためのなんでも電話相談

10月22日(日)、春に続いて第2回電話相談を行いました。今回参加したのは仙台、前橋、東京、名古屋、大阪、福岡の弁護士ら。相談件数は7件。件数こそ前回より少ないが、扶養手当の支給基準、ノルマの厳しさ、不満を外に出せない、非番捜査、転勤、禁煙、いじめ、自殺、裏金、退職後の苦労など多岐にわたりました。いろいろな問題が鬱積しているのに、それを外に相談できない苦悩が伝わってきます。

警察ネットとしてこれらの問題にどう取り組むかを考え、実行して行く必要があります。

もちろん、今後も電話相談を続けます。面接相談にも対応していますので、事務局ほか警察ネットの連絡先(ホームページ掲載)にお問い合わせください。



## 前県警本部長が公開法廷で証言 仙波さん国賠訴訟の結果報告

2006. 10. 13  
松山 弁護士 今川 正章

## 傍聴券の列に警察OBが続々

さる9月26日、仙波さん国賠訴訟において注目の証人尋問が行われました。仙波さんに対して報復措置を行った当時、県警本部長であった栗野友介氏(現在、警察大学校刑事教養部長)と、仙波さんの同期で当時県警本部警務部参事官兼警務課長であった二宮義晴氏(現在、愛媛県随一の大警察署である松山東警察署の署長)の証人尋問です。県警側が多数のOB(警友会の幹部)を傍聴に動員したため、多くの一般傍聴者が傍聴の抽選にもれました。よほど本部長が尋問を受ける姿や証言内容を県民に見聞させたくなかったのでしょう。

## 本部長の指示

本部長尋問の獲得目標は、仙波さんの報復措置が本部長(警察庁)の指示に基づくものであることを引き出すことでした。もちろん、本部長自身はそのことを直接認めるような証言はしませんが、警察裏金問題が全国的な問題になる中で、愛媛県警本部長に着任早々、愛媛県においても裏金づくりが行われていたことを元会計課長が物証をもって告発し、その後、現職警察官である仙波さんが裏金づくりに関して記者会見の動きがあることの報告を受け、本部長として何もしなかったのか、警察庁に報告をしなかったのかと追及されて答えに窮し、さらに「特異事案報告要領」という通達(警察庁長官官房長が発した通達で、特異事案を認知したときは速やかに警察庁に対し報告を行うとされている)の存在を指摘され、しぶしぶ仙波さんの告発を警察庁に速報したことを認めました。

## 「部下が勝手にやったこと」

拳銃の取り上げや鉄道警察隊から通信指令室へ異動させた処置については、部下の木下課長等が行ったことで、自分は関与していないと責任を全て部下に転嫁する証言に終始しましたが、特異事案として自ら警察庁に速報しておきながら、あとの処置を全て地元の課長クラスに委ねるなど到底考えられません。そのことの不自然さが浮き彫りになりました。さらに、異動先の通信指令室企画係は「組織改正の訓令」によって急遽新設されたポストですが、その訓令の発令者は本部長であり、人事委員会の求積明に対しても決裁権者は本部長であると明確に回答しています。そのことを指摘されると、顔を真っ赤にし、「規程では決裁権者は本部長であるが、実際の運用としては部下が行っている。規程と実際の運用が異なることは警察組織の中では数多くある。」などと、およそ法を適正に執行すべき警察官のトップの言とは思えない発言が飛び出しました。

仙波さんと同期の二宮義晴氏の証言内容については、仙波さんを支える会通信のホームページ連載第29回(下記URL)を



お読みください。支える会の東玲治さんがドキュメントタッチで書いています。

☆ <http://ww7.enjoy.ne.jp/~j.depp.seven/>

### 責任を部下に押し付ける最高責任者

それにしても、ここまで部下に責任を押しつけるキャリアと、それに文句の言えない地方幹部。警察組織が絶対服従の階級組織であることをまざまざと見せつけられました。そして彼らを結びつけている絆が裏金や人事であることも・・・。明るい警察を実現する途はまだまだ遠い。

11月24日(火)、12月12日(火)と、まだまだ県警関係者の証人尋問が続きます。



### 驚愕の高松高裁判決

## 現場の警察官の仕事知らない裁判官の傲慢

元高知県警・警部 片岡 壯起

【事務局】控訴審では一審で出ていなかった関係者の供述調書や片岡さんの日誌などを証拠とすることができ、逆転勝訴がぐっと近づきました。ただ気になったのは、裁判所が取調べ検察官の証人尋問さえ「必要ない」と切り捨てたこと。そして判決は控訴人敗訴。しかも、曖昧な事実認定ばかり。裁判所の警察組織への配慮ぶりは情けないし、呆れます。そういう配慮が現場の警察官を不幸にすることがわかっています。

### 一方が「賄賂」と言えば犯罪が成立？

高松高裁判決に賭けていた私の期待は、去る7月14日、見事に砕かれました。控訴棄却。この判決内容を読んで、私は一審判決よりもひどい認定をされていることに驚きました。

贈収賄は対向犯だから贈賄側と収賄側の双方に賄賂としての認識が必要です。それを、なんと高裁の裁判官は、私には収賄の犯意が無いことを推認した上で、贈賄側に賄賂として接待をしたという認識があるので、収賄は成立すると認定したのです。

こういう理屈が通るのであれば、ちょっと極端ですが、警察官が、一般人(具体的な職務に関係ない人間であっても警察の広範囲な職務の特性から、その人間が将来犯罪者になり得る可能性を否定できないので誰しもが捜査対象者として分類可能となります。)から水一杯でも飲ませてもらった

場合、相手が、「水は賄賂でした」と言えば、収賄罪が成立し、処罰されることになりかねません。

### 現場の警察官と協力者

この判決は、現場の警察官の職務のあり方に多大な影響を与えるものです。

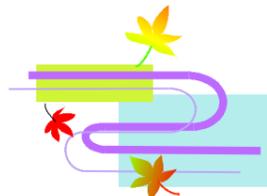
警察官の職務は広範囲にわたります。多種多様の職種、人柄、考え方、利害の人間を対象とし、捜査現場で接触する相手は全て捜査対象者となります。その過程で、一定分野の情報に精通している者を発見することがあるのです。

そういう対象者を見つけたとき、警察官は、その情報を捜査に反映させるため、協力者関係を築こうとします。これを刑事の世界では「畑を耕す」といいます。優秀な刑事ほど、「畑(協力者)」を沢山持ち、彼らから事件解決の情報を得ています。警察官にとって協力者の存在は大きく、そのあるなし、人数は検挙率に大きく反映しています。この現実をデスクワークの警察幹部は知らないのです。切実に実感しているのが、現場を這いずり回っている現場の警察官でしょう。

### 協力者との信頼関係と賄賂

協力者を運用している警察官は、信頼関係を築けば、一緒に飲食をすることも多くなります。飲食代は、割り勘で飲食することは殆どありません。通常、警察官側が自腹を切り、飲食代を負担しているのです。しかし、ときには、協力者から「いつも奢って貰っては悪いから今日は俺が奢るよ」と言われる場面に出くわすこともあります。これは個人的な信頼関係があってこそその言葉です。このようなとき、ほとんどの警察官は、高額ではない飲食代であれば、協力者の好意だと受け止め、素直にそれを受け入れているのが現実だと思います。好意を無にすれば、協力者は「この警察官は俺を信用していない」と感じ、折角築き上げた信頼関係にヒビが入り、さらには離れてゆく。協力者を切るわけにはいかない。だから、少しは奢ってもらおうこともあるのです。

それがある日突然、その飲食が贈収賄だと問題視される。裁判になって、何らかの弱みがあるような協力者が警察・検察に迎合して「飲食の奢りは賄賂だった」と証言すれば、好意による飲食の奢りは一瞬にして賄賂に変わり、裁判所は賄賂と認定する。こんなことでは現場の警察官はたまったものではありません。



### 「すべて断われ」の非常識

協力者以外でも収賄に発展しかねない場面はいくらでもあります。

聞き込み捜査時に相手から「暑い中、大変ですね。頑張ってください」と激励を受けて、お茶菓子を貰うこともある。農家を巡回連絡中、「うちで獲れた野菜は美味しいよ。食べてよ」と言われて、野菜を貰うこともある。こういう地域の人々の好意もいけないのでしょうか。

こういう地域の人々がいつどんな事件に関係してくるかなどわかりません。

「すべて断われ」。現場の事情などお構いなしの警察幹部は、マスコミ向けに格好を付けるためにきっぱりと言い切るかもしれません。そんなことをしたら、質の高い情報提供などなくなってしまふということがわかっていないのです。それでいて、検挙率を挙げることだけはいつも強く言う。勝手なものです。

### 私はあきらめない！

しかし、犯罪捜査は人間関係の中で展開していきます。情報を持っている人の前に立てば、その人は相手が警察官であればいくらでも話してくれるというものではありません。日々ひとりの人間として働いている警察官を十分に観察して、「この人なら裏切らないで、ちゃんと捜査してくれる」「この人なら私を守ってくれる」と、その警察官に自分の期待とリスクを預け、話すのです。人間としての期待と信頼。それに人間として応えること。その過程で小額の飲食がお互いの信頼の基礎作りに役立てばと考えることは、警察官として間違っているのでしょうか。

私は高裁判決に憤っています。最高裁判所に上告、上告受理申立をしました。まだまだあきらめません。



### 高知県人事委員会を巡る県警との攻防

東京 弁護士 清水 勉

高知県警に懲戒免職処分を受けた窪内孝志さんの人事委員会不服申立について、高知県警のやり方のひどさを審理過程の段階から多くの人々にみてもらおうと、公開審理を求めました。公開審理を見て貰えれば、窪内さんと高知県警、どちらが胡散臭いかがはっきりわかるという目論見です。

しかし、高知県警と隣り合わせの建物に入っている高知県人事委員会は「準備段階は書面審理だ」と一方的に決めつけ、公開審理をする気配がない。群馬県人事委員会で公開審理を求めた次の手続から実行してくれたのに、高知はどうしてなのでしょう。

### 高知県警の呆れた答弁書

窪内さんが懲戒免職になった最大の理由は収賄。幾度かの飲食と金銭の貸し借り。ほかに地方公務員倫理条例違反、渡航許可違反、不適切異性交際など。とにかく何かしら集めれば“首”にできるという露骨なやり方です。

最近、県警側から提出された答弁書がすごい。窪内さん以外は全員匿名。おいおい、どうやって認否するんだい。これじゃ人事委員会でも確認のしようがありません。いい気なものです。

もっとすごいのは、贈賄側の人物に関する説明の部分。風俗店の「実質経営者」だという。だったら、「実質」の証拠を出せ。ところが、「実質」を裏付ける主張はなし。証拠もでっち上げられた窪内さんと相手の男性の“自白”だけ。しかも、刑事事件としては収賄側の窪内さんだけが6月に検察送致されたまま・・・検察は沈黙。こんな贈収賄事件は全国の警察の中でも高知県警くらいしかないでしょう。



すばらしい答申が出ました！！

### 宮城県情報公開審査会の答申を活用しましょう

06. 10. 13

仙台 弁護士 十河 弘

### 続く先進的な答申

宮城県情報公開審査会(会長佐々木健次弁護士)は、本年9月29日、すばらしい答申(※1)を出しました。仙台市民オンブズマンが申し立てていた県警察本部少年課と交通指導課の00年度捜査報償費関連文書についての審査請求に関して、支払額の内訳や領収書に記載された使い道などを開示すべきだ、と県公安委員会に答申したのです。同審査会が報償費関連文書について「開示すべきだ」と答申したのは04年9月の答申(99年度関連文書、※2)に続いて2度目ですが、前回に続いて捜査員氏名、協力者氏名等ごく一部を除いて開示すべきとした上、今回は県公安委員会に対して厳しく注文をつけています。